

第2号議案

第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭 高知県実行委員会会則改正（案）

令和7年度の高知県組織改正に伴い、実行委員会事務局の所管課を「国民文化祭課」から「よさこい高知文化祭課」に改める。

新旧対照表

新	旧
(事務局) 第18条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高知県文化生活部 <u>よさこい高知文化祭課</u> 内に置く。 2～3 略	(事務局) 第18条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高知県文化生活部 <u>国民文化祭課</u> 内に置く。 2～3 略
(解散後における事務の処理) 第20条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、高知県文化生活部 <u>よさこい高知文化祭課</u> （引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。	(解散後における事務の処理) 第20条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、高知県文化生活部 <u>国民文化祭課</u> （引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭高知県実行委員会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭高知県実行委員会（通称は「よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会」とする。以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関する事。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

第2章 組 織

(構 成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、高知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、高知県市長会会長、高知県町村会会長、公益財団法人高知県文化財団理事長、社会福祉法人高知県社会福祉協議会会长をもって充てる。
- 4 委員、監事及び参与は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。

- 4 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について隨時に監査することができる。
- 5 参与は、この会則に従い議事について助言する。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長を務める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 大会の基本構想及び実施計画に関する事項
- (3) 大会の準備及び運営に関する事項
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関する重要な事項

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由のため総会に出席できないときは、代理人にその権限を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した実行委員（代理人を含む。）の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求める意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(企画委員会)

第11条 企画委員会は、会長が委嘱する者で組織し、委員長、副委員長及び委員（以下「企画委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 第6条の規定は、企画委員会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「企画委員」と読み替えるものとする。
- 4 企画委員へ支給する報酬は、高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の例によるものとし、旅費は高知県職員の例に準じて支給する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 7 企画委員会は、次に掲げる事項について審議し、又は決定する。
 - (1) 大会の事業の企画及び広報に関する事項
 - (2) その他、大会の準備、運営及び実施等に必要な事項
- 8 企画委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 第9条第4項、第5項及び第6項の規定は、企画委員会の会議において準用する。この場合において、「実行委員」とあるのは「企画委員」と読み替えるものとする。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、企画委員以外の者の出席を求める、意見を聴くことができる。
- 11 第7項の規定により審議し、又は決定した内容は、必要に応じて総会に報告する。

第4章 会計

(経 費)

第12条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会 計)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第14条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の承認を得なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第15条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算資料を、監事の監査意見を添えて提出し、総会の承認を得なければならない。

第5章 解散

(解 散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

(残余財産)

第17条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高知県に帰属させる。

第6章 事務局

(事務局)

第18条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高知県文化生活部よきこい高知文化祭課内に置く。

2 事務局長は、高知県文化生活部長をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(一部権利の委任)

第19条 会長は、代理人を置き、実行委員会が受ける負担金の申請、請求及び報告にかかる権利の一切を代理人に委任する。

2 代理人は、事務局長をもって充てる。

(解散後における事務の処理)

第20条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、高知県文化生活部よさこい高知文化祭課（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

(その他の委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年4月25日から施行する。
2 実行委員会設立当初の会計年度は、第13条の規定に関わらず、実行委員会設立の日から始まるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第4項関係）

役職名	所属・職名
委員	高知市長
	室戸市長
	安芸市長
	南国市長
	土佐市長
	須崎市長
	宿毛市長
	土佐清水市長
	四万十市長
	香南市長
	香美市長
	東洋町長
	奈半利町長
	田野町長
	安田町長
	北川村長
	馬路村長
	芸西村長
	本山町長
	大豊町長
	土佐町長
	大川村長
	いの町長
	仁淀川町長
	中土佐町長
	佐川町長
	越知町長
	梼原町長
	日高村長
	津野町長
	四万十町長
	大月町長
	三原村長
	黒潮町長
	土佐山内記念財団理事
	高知県文化協会会长

役職名	所属・職名
	公益財団法人高知市文化振興事業団専務理事
	高知県高等学校文化連盟会長
	公益財団法人高知県身体障害者連合会会长
	社会福祉法人高知県知的障害者育成会理事長
	高知県精神障害者家族会連合会会长
	公益財団法人高知県老人クラブ連合会会长
	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団専務理事
	高知県商工会議所連合会会长
	高知県商工会連合会会长
	土佐経済同友会代表幹事
	高知県経営者協会会长
	高知県中小企業団体中央会会长
	高知県商店街振興組合連合会理事長
	一般社団法人高知県銀行協会会长
	高知県農業協同組合中央会代表理事長
	高知県森林組合連合会代表理事長
	高知県漁業協同組合連合会代表理事長
	高知県手すき和紙協同組合理事長
	高知県土佐刃物連合協同組合代表理事
	高知県伝承工芸協同組合理事長
	高知県酒造組合理事長
	学校法人三谷学園RKC調理製菓専門学校常任顧問
	公益財団法人高知県観光コンベンション協会専務理事
	一般社団法人日本旅館協会高知県支部支部長
	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
	公益財団法人高知県国際交流協会代表理事
	一般社団法人高知県バス協会会长
	高知県ハイヤー・タクシー協議会会长
	四国旅客鉄道株式会社高知企画部部長
	土佐くろしお鉄道株式会社代表取締役社長
	日本航空株式会社高知支店支店長
	全日本空輸株式会社高知支店支店長
	株式会社フジドリームエアラインズ高知空港支店支店長
	高知県教育委員会教育長
	高知県子ども・福祉政策部長
	高知県文化生活部長

役職名	所属・職名
参与	高知県議会議長
	高知県市議会議長会会長
	高知県町村議会議長会会長
	高知県立美術館館長
	高知県立文学館館長
	高知県立歴史民俗資料館館長
	高知県立坂本龍馬記念館館長
	高知県立県民文化ホール館長
	国立大学法人高知大学学長
	高知県公立大学法人高知県立大学学長
	高知県公立大学法人高知工科大学学長
	高知県高等学校長協会会长
	高知県小中学校長会会长
	高知県私立中学高等学校連合会会长
	一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会会长
	株式会社高知新聞社代表取締役社長
	株式会社朝日新聞社高知総局総局長
	株式会社毎日新聞社高知支局支局長
	株式会社読売新聞大阪本社高知支局支局長
	株式会社時事通信社高知支局支局長
	株式会社日本経済新聞社高知支局支局長
	一般社団法人共同通信社高知支局支局長
	日本放送協会高知放送局局長
	株式会社高知放送代表取締役社長
	株式会社テレビ高知代表取締役社長
	高知さんさんテレビ株式会社代表取締役社長
	株式会社エフエム高知代表取締役社長
監事	高知県会計管理者
	高知県商工会議所連合会専務理事